

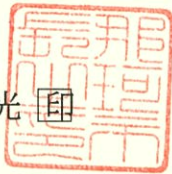


様式第3号(第8条関係)

那珂市指令第 764 号
令和 6年 10月 17日

ひたちなか市大字津田2554番地の2
勝田環境株式会社
代表取締役 望 月 福 男 様

那珂市長 先 崎 光 印



許 可 証

令和6年10月17日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第2項又は浄化槽法第35条の規定
により、次のとおり許可する。

営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2 勝田環境株式会社
取扱一般廃棄物の種類	ごみ(可燃・不燃・粗大ごみ・木くず)
業 務 の 内 容	収集・運搬
投 入 所 の 場 所	那珂市静1894番地 大宮地方環境整備組合 環境センター ひたちなか市大字高野字大房地1967番地の2、4 勝田環境株式会社
営 業 の 区 域	那珂市内
処 理 料 金 く み 取 手 数 料 清 掃 手 数 料	大宮地方環境整備組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例等 による。
許 可 期 間	令和6年11月26日から令和8年11月25日まで
許 可 の 条 件	法令等の遵守